

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業 仲介事業者認定要領

観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業（以下、「本事業」という。）は、飲食店や体験などの観光施設（以下、「観光施設等」という。）が、海外予約サイト（日本国外のインバウンド観光客が閲覧し、直接観光施設等の予約をすることができる予約サイト、OTAのサイト等をいう。以下同じ。）に店舗・施設の情報に掲載することにより、インバウンド観光客からの予約を受けるようにすることで、観光消費額の拡大を図るものである。

しかしながら、観光施設等事業者においては、自らの判断で観光施設等に最も適切なサイトを見つけ出し、適切な情報を取捨選択の上適時適切に掲載したり、海外予約サイトとの契約・登録の事務を行ったりといったことが必ずしも適切に実施できない場合も少なくない。

そこで、このような場合にあっても、観光施設等事業者が海外予約サイトに情報を掲載し、効果的にインバウンド観光客からの予約を受けることができるようにするため、観光施設等事業者と海外予約サイト事業者とを仲介する事業者（以下、「仲介事業者」という。）を、観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業事務局（以下、「事務局」という。）が認定することで、県内観光施設等の、海外予約サイトへの情報掲載を促進するものである。

第1 仲介事業者は、本事業において、観光施設等事業者との契約締結・登録受付その他の手続により、当該観光施設等事業者の海外予約サイトへの登録・掲載事務の支援、コンサルティングその他本事業の目的を達成するために必要な業務を実施する。

2 前項の「本事業の目的を達成するために必要な業務」は、おおむね次のとおりである。

- (1) 観光施設等の特性に応じ最も適切と思われる海外予約サイトの提案その他海外の予約サイト等に関する助言及びコンサルティング
- (2) 次の要件を充足する海外予約サイトへの登録事務の支援
 - ア 海外予約サイトに掲載される販売価格が、観光施設等事業者が直接販売する際の価格と乖離していないこと
 - イ 観光施設等事業者が海外エンドユーザーの満足度を適切に把握できること
 - ウ 事前決済が選択できること
 - エ 観光施設等事業者の予約に伴う販売代金等の管理ができること
 - オ 無断キャンセルへの対応を実施していること
 - カ 直接的に海外予約サイトへの販売経路が確保されていること
- (3) 観光施設等事業者が直接的に海外予約サイトへの販売経路を確保するための措置
- (4) 海外予約サイト等に掲載される販売価格の適正性を確保するための措置
- (5) 観光施設等事業者の必要に応じ事前決済を選択できるようにするための措置
- (6) 無断キャンセルへの対応を確保するための措置
- (7) 観光施設等事業者の予約に伴う販売代金、海外予約サイト運営事業者等に支払う手数料等の管理
- (8) 観光施設等事業者が海外予約サイト利用者の満足度を適切に把握するための措置

(9) その他本事業の目的を達成するために必要な業務

第2 仲介事業者は、事務局が認定する。

第3 仲介事業者になろうとする者は、事務局に申請しなければならない。

2 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(4) 認定申請期間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者

(5) 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していない者

(6) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していない者

(7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がある者

(8) 事務局業務を受託する者、事務局業務を受託する者の関係会社(親会社、子会社及び関連会社並びに事務局業務を受託する者等が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。)、事務局業務を受託する者を構成する事業者又は事務局業務を受託する者を構成する事業者の関係会社である者

3 第1項の申請は、「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定申請書」(様式第1号)を事務局に提出することによって行う。

4 認定申請期間は、令和6年1月1日から令和6年1月16日までとする。

第4 事務局は、第3第3項により申請書が提出された場合には、申請者が第1第2項各号に掲げる業務を適切に実施できるか否か、第3第2項各号のいずれかに該当しないか等の審査を行い、適当と認める場合には、仲介事業者として認定する。

2 事務局は、前項の認定を行った場合には、「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定書」（様式第2号）により、申請者あて通知する。

第5 事務局の認定を受けた仲介事業者（以下、「認定仲介事業者」という。）は、法令（山梨県の条例、規則等を含む）、商慣行に従うほか、信義に従い誠実に第1第2項各号に掲げる業務を行う。

2 認定仲介事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、事務局は、第4第1項の認定を取り消すとともに、取り消した事実を公表する場合がある。

（1）認定仲介事業者が、第3第2項各号のいずれかに該当することとなったとき

（2）その他、認定仲介事業者が第1第2項各号に掲げる業務を適切に実施することが困難になったと認められるとき

3 前項の認定取消しは、「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者認定取消書」（様式第3号）を相手方に交付することにより行う。

第6 認定仲介事業者は、自己の費用負担により、第1第2項各号に掲げる業務を行う。

第7 認定仲介事業者の業務期間は、認定のあった日から令和6年3月31日までとする。

第8 認定仲介事業者は、第1第2項各号に掲げる業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。前条の業務期間が終了し、又は認定が取り消された後においても、同様とする。

第9 事務局は、認定仲介事業者の業務の処理状況について調査し、又は認定仲介事業者から必要な報告を求めることができる。

第10 認定仲介事業者は、第7の業務期間の満了後遅滞なく「観光施設外国人向け予約サイト情報掲載支援事業仲介事業者業務完了届」（様式第4号）を事務局あて提出する。